貨物自動車のエネルギー消費効率の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

貨物自動車のエネルギー消費効率の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを加える。

改　正　後	改　正　前
2　表示事項等	2　表示事項等
2－1　表示事項	2－1　表示事項
エネルギー消費効率（ＪＣ08モード燃費値、ＷＬＴＣモード燃費値及び重量車モード燃費値をいう。以下同じ。）の優れた貨物自動車（1－1の各表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない貨物自動車をいう。）の普及を図るため、貨物自動車のエネルギー消費効率に関し、貨物自動車製造事業者等（貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、次の事項を表示すること。	エネルギー消費効率（ＪＣ08モード燃費値、ＷＬＴＣモード燃費値及び重量車モード燃費値をいう。以下同じ。）の優れた貨物自動車（1－1の各表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない貨物自動車をいう。）の普及を図るため、貨物自動車のエネルギー消費効率に関し、貨物自動車製造事業者等（貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、次の事項を表示すること。
イ～ヘ　（略）	イ～ヘ　（略）
ト　エネルギー消費効率（ＷＬＴＣモード燃費値を算定している貨物自動車にあってはエネルギー消費効率及び次に掲げる数値）	ト　エネルギー消費効率
(i)　市街地モード燃費値（市街地モード（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添42Ⅱの別紙1の表1に規定する低速フェーズをいう。以下同じ。）で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、道路運送車両法第75条第1項の指定（以下「型式指定」という。）に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）	
(ii)　郊外モード燃費値（郊外モード（細目告示別添42Ⅱの別紙1の表2に規定する中速フェーズａ又は同別紙の表4に規定する中速フェーズｂをいう。以下同じ。）で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）	
(iii)　高速道路モード燃費値（高速道路モード（細目告示別添42Ⅱの別紙1の表3に規定する高速フェーズａ又は同別紙の表5に規定する高速フェーズｂをいう。以下同じ。）で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）	
チ～ヲ　（略）	チ～ヲ　（略）
2－2　遵守事項	2－2　遵守事項
(1)　2－1に規定する表示事項の表示は、その貨物自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、2－1トに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁（ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下2桁）まで表示すること。	(1)　2－1に規定する表示事項の表示は、その貨物自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、2－1トに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁（ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下2桁）まで表示するとともに、気象、運転方法、道路における交通の混雑の状態等に応じて異なる旨を付記すること。
(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（略）